

西予市感震ブレーカー設置支援補助金交付要綱

令和7年4月21日
西予市告示第112号

(目的)

第1条 この告示は、災害時の電気火災対策のため感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内で西予市感震ブレーカー設置支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、災害時における生命及び身体の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー 地震時に通電を遮断する機能を有する機器のうち、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるものをいう。

ア 分電盤タイプ 分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーが作動して電力供給を遮断する機器(一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格(JWDS0007付2)で定める構造及び機能を有するものに限る。)

イ コンセントタイプ コンセント等に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、主幹ブレーカー又は当該コンセントから電気を遮断する機器

ウ 簡易タイプ ばねの作動、重りの落下等によりブレーカーを作動させ、電気を遮断する機器(アに該当するものを除く。)

(補助対象世帯)

第3条 補助の対象となる世帯(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の住民基本台帳に登録されている者が同一世帯に構成員として属していること。

(2) その属する世帯の全員が、納期限が到来している市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、居住する西予市内の住宅等に設置する感震ブレーカーの購入費及び設置費とする。ただし、費用の合計が2,000円未満となる場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3に相当する額とし、その限度額は、1回の申請につき1万円までとする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1年度中1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市感震ブレーカー設置支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。)に関係書類を添えて、2月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請書兼請求書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 交付の決定及びその通知は、補助金を交付すべきものと認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。この場合において、前条の交付申請書兼請求書を申請者からの請求書とみなす。

3 市長は、第1項の審査及び必要に応じた調査の結果、補助金を交付すべきでないとしたときは、その旨を西予市感震ブレーカー設置支援補助金却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) この告示の規定及び補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の実施について不正の行為があったとき。

(指導監督)

第9条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月21日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則 (令和8年西予市告示第58号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。